

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年9月10日（木）10時05分～12時25分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る補正申請について、資料に基づき説明があった。
- 2号機原子炉格納容器（PCV）内部調査及び試験的取り出しについて
 - ✓ アーム型アクセス・調査装置をX-6ペネトレーション（以下「X-6ペネ」という。）より投入し、PCV内部の調査及び燃料デブリを試験的に取り出すことを計画している。
 - ✓ 今回の補正申請の範囲は、PCV内部調査までとする。試験的取り出しの詳細については検討中であり、別途変更認可申請の予定。
 - 2号機PCV内における調査装置のアクセスルート構築作業時のダスト放出量及び敷地境界における実効線量への影響評価について
 - ✓ 目的
 - ◇ 2号機PCV内部調査のためには、X-6ペネ内の堆積物の除去及びPCV内干渉物の切断により、アクセスルートを構築する必要がある。当該作業に伴い、放射性物質が追加的に浮遊しPCV内のダスト濃度が上昇する可能性があるため、その影響を把握することを目的に、PCV内ダスト浮遊量、環境中への放出量及び周辺の公衆に対する放射線被ばく影響の評価を行う。
 - ✓ 被ばく評価の条件設定に係る1号機（既認可）との比較
 - ◇ 今回の評価では、1号機でのアクセスルート構築作業の実績から得られた知見を踏まえ、既認可の評価より現実的な条件を設定。
 - ◇ 既認可の評価との整合性も考慮し、通常作業時の評価に加え、ダスト濃度が高くなる作業中にバウンダリ施工箇所が開放した場合を異常事象として評価。
 - ✓ 評価結果
 - ◇ 年間敷地境界実効線量（約0.92 mSv）は、本作業で想定する約 8.0×10^{-4} mSvを考慮しても、1 mSv未滿となる。
 - 2号機PCV内部詳細調査に係る作業ステップについて
 - ✓ 今回の補正申請で、低圧水によるX-6ペネ内堆積物除去に係る作業ステップを追加するとともに、PCV内部調査終了後の作業ステップを修正した。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
- アクセスルート構築作業時の被ばく影響評価について、今回の評価で設定し

- た現実的な条件の妥当性について説明すること。
- P C V内部調査終了後にアーム型アクセス・調査装置を回収しエンクロージャを搬出する作業ステップまで補正申請の範囲として含まれているが、当該装置を回収する前に当該装置を用いた試験的取り出しが計画されているため、実態に合った作業ステップを確認の上、申請範囲を整理すること。等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機P C V内部調査及び試験的取り出しについて
- 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 アクセスルート構築作業時の影響評価について
- 福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内部詳細調査 作業ステップについて